

**公立大学法人滋賀県立大学第3期中期目標期間終了時の  
業務の実績に関する評価結果**

**令和6年8月  
滋賀県公立大学法人評価委員会**

## 1 評価の基本方針

### 1 評価の趣旨

地方独立行政法人法に基づき、公立大学法人滋賀県立大学（以下「法人」という。）は、中期目標・中期計画に沿って適正かつ効率的な法人運営に努め、滋賀県公立大学法人評価委員会（以下「本委員会」という。）は、第3期中期目標期間（平成30年度～令和5年度）における業務運営の実績等について厳正に評価を行う。

### 2 今回の評価の基本的な考え方

- (1) 評価は、中期目標・中期計画の達成状況を踏まえ、法人の業務運営等について多面的な観点から総合的に行い、効果的な取組や改善すべき点を明らかにするなど法人の業務運営等の質的な向上に向けた継続的な取組に資するものとする。
- (2) 中期目標期間の評価は、令和4年度に実施した第3期中期目標期間終了時に見込まれる評価を参考に評価する。

### 3 評価の方法

- (1) 評価は、法人の自己評価に基づいて行うことを基本とする。
- (2) 評価は、「全体評価」と「項目別評価」により行う。
  - ① 「全体評価」は、「項目別評価」の結果を踏まえ、中期計画の達成状況全体について総合的な評価を行う。
  - ② 「項目別評価」は、当該中期計画に定めた事項ごとに法人が自己評価・自己点検を行い、これをもとに本委員会において検証・評価または達成状況の確認を行う。

具体的には、次の2つの項目について、評価を行う。

    - ・大学の教育研究等の質向上
    - ・大学経営の改善

## 2 過去の評価の経緯

平成18年度に公立大学法人となった滋賀県立大学（以下「県立大学」という。）は、第1期中期目標期間の6年間（平成18年度～平成23年度）において、「人が育つ大学」、「地域に根ざし、地域に学び、地域に貢献する大学」、「進化する総合大学」を念頭に業務の遂行にあたり、学科再編等や地域活動に関する教育の充実、国際化への対応など、今後の更なる発展に向けた基礎を築いた。本委員会においても、「全体として中期目標は達成された」との評価を行ったところである。

また、第2期中期目標期間（平成24年度～平成29年度）においても、第1期の実績を踏まえ、「選ばれる大学」、「満足度が高い大学」、「誇れる大学」を目指し、先進の知識・情報・技術とともに実践的な教育で培った柔軟な思考力と豊かな創造力を備え、自らの力で未来を拓いていく「知と実践力」を備えた人材の育成に着実に取り組んできた。本委員会においても、「全体として中期目標は達成された」との評価を行ったところである。

## 3 第3期中期目標期間における全体評価

県立大学は、第3期中期目標期間（平成30年度～令和5年度）においては、第2期の実績を踏まえ、『「キャンパスは琵琶湖。テキストは人間。」をモットーに、SDGsなども見据え、世界に通じる地域発のイノベーション（グローバルイノベーション）を志向する』ことを基本姿勢として取り組んできた。

全体評価については、本委員会の定める評価の基本方針および評価に関する実施要領（以下「基本方針等」という。）において「項目別評価」の結果を踏まえて総合的な評価を行うこととしていることから、まず中期目標に定めた「大学の教育研究等の質向上」、「大学経営の改善」の2つの項目における評価を見ると、「大学の教育研究等の質向上」の項目では、中期計画に定めた32事項の全てにおいて達成状況がⅣまたはⅢであると認められたことから「達成状況が良好」と

評価された。また、「大学経営の改善」の項目では、中期計画に定めた 21 事項のうち 20 事項において達成状況がⅣまたはⅢであり、ⅣおよびⅢの割合が9割以上であると認められたことから、「達成状況が概ね良好である」と評価された。

|                       | S<br>特筆すべき<br>達成状況 | A<br>良好 | B<br>概ね<br>良好 | C<br>やや<br>遅れている | D<br>重大な<br>改善事項<br>がある |
|-----------------------|--------------------|---------|---------------|------------------|-------------------------|
| Ⅰ<br>大学の教育研究<br>等の質向上 |                    | ○       |               |                  |                         |
| Ⅱ<br>大学経営の改善          |                    |         | ○             |                  |                         |

【評価の判断基準】

- S：「特筆すべき達成状況である」（評価委員会が特に認める場合）
- A：「達成状況が良好である」（全てⅣまたはⅢ）
- B：「達成状況が概ね良好である」（ⅣおよびⅢの割合が9割以上）
- C：「やや遅れている」（ⅣおよびⅢの割合が9割未満）
- D：「重大な改善事項がある」（評価委員会が特に認める場合）
- ※ 上記の判断基準は、計画の達成状況を示す際の目安であり、大学を取り巻く諸事情を勘案し、総合的に判断するものとする。

上記の項目別評価の結果および令和4年度に実施した学校教育法第109条第2項に規定する認証評価機関による評価の結果を踏まえ、滋賀県が中期目標において示した「大学の基本的な目標」に掲げる次の4つの方向性に係る取組状況を併せて確認して、中期目標の期間における業務の実績を総合的に判断した全体評価の結果は、次のとおりである。

国際通用性のある教育を通じてグローバルな人材を育成するとともに、県立大学の強みを活かした特色ある研究を推進する観点、地域人材の育成や地域課題の解決に向けた取組、産学官連携などを強化し、地域貢献のリーディングモデルとなることを目指す観点、大学の教育や研究の成果、学生の活動等を効果的に発信すること

により、県立大学のブランド力の向上を目指す観点および社会の変革に対応するため柔軟性を持って業務運営の改善を図るとともに、効率的、戦略的な大学運営を推進する観点のいずれにおいても、中期目標の達成に向けた着実な取組が行われているものと認める。

また、新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴い、学修機会の確保が課題となる中、理事長兼学長のリーダーシップのもと、全ての学生が円滑に受講できる環境を整備したことや、生活に困窮する学生に対して、食料支援等を継続的に実施されたことも評価できる。

第3期中期目標期間における業務の実績については、「達成状況が概ね良好である」と判断する。

## 4 項目別評価

### I 大学の教育研究等の質向上

項目別評価については、基本方針等において、事業の外形的、客観的な達成状況を基に評価を行うこととされている。

本項目に係る中期目標の達成状況については、本委員会の検討の結果、中期計画記載の 32 事項全ての事項について達成状況がⅣまたはⅢであると認められることから、この基本方針等に基づき、「達成状況が良好」と評価する。

|         |      | Ⅳ    | Ⅲ     | Ⅱ | Ⅰ | 合 計   |
|---------|------|------|-------|---|---|-------|
| 法人の自己評価 | 事項数  | 2    | 30    | — | — | 32    |
|         | 割 合% | 6.25 | 93.75 | — | — | 100.0 |
| 評価委員会評価 | 事項数  | 2    | 30    | — | — | 32    |
|         | 割 合% | 6.25 | 93.75 | — | — | 100.0 |

#### 【達成状況の基準】

- Ⅳ：「中期計画を上回って実施している」
- Ⅲ：「中期計画を概ね順調に実施している」
- Ⅱ：「中期計画を十分に実施できていない」
- Ⅰ：「中期計画を全く実施できていない」

### ▽中期計画を上回って実施できた事項

(本委員会において達成状況がⅣであると判断した事項)

#### ○教育の質保証・向上に関する目標を達成するための措置

- (2)地域コーディネーターを配置したことによる地域の方々とのコミュニケーションの積み上げにより、市町や関係団体との間で新たに 10 件の包括連携協定の締結につながっていることは、中期計画を上回って達成したものと判断できる。

#### ○学生への支援に関する目標を達成するための措置

- (12)さまざまな課題を抱える学生に対して、関係部署が面談記録を共有できる仕組みを構築するとともに、支援方法等を協議する相談室会議を月に 2 回開催するなど、きめ細やかに支援されていると学生が感じられる体制が整備されていることは、中期計画を上回って達成したものと判断できる。

## Ⅱ 大学経営の改善

本項目に係る中期目標の達成状況については、本委員会の検討において、達成状況に係る法人の自己評価がⅣであった1事項についてⅢが相当と判断され、法人の自己評価がⅢであった1事項についてⅡが相当と判断された結果、中期計画記載の21事項の達成状況について20事項がⅣまたはⅢ、1事項がⅡとなり、ⅣおよびⅢの割合が9割以上と認められることから、基本方針等に基づき、「達成状況が概ね良好である」と評価する。

|         |      | Ⅳ    | Ⅲ     | Ⅱ    | Ⅰ | 合 計   |
|---------|------|------|-------|------|---|-------|
| 法人の自己評価 | 事項数  | 2    | 19    | —    | — | 21    |
|         | 割 合% | 9.52 | 90.48 | —    | — | 100.0 |
| 評価委員会評価 | 事項数  | 1    | 19    | 1    | — | 21    |
|         | 割 合% | 4.76 | 90.48 | 4.76 | — | 100.0 |

### ▽中期計画を上回って実施できた事項

(本委員会において達成状況がⅣであると判断した事項)

#### ○財政基盤の強化等に関する目標を達成するための措置

(45)物品調達コストの削減を図るため、他大学と連携して共同調達の品目拡大や契約方法の見直しなどに取り組んだことおよび電気・ガスの供給にあたっては調達方法を柔軟に見直すことにより経費の削減を進めたことは、中期計画を上回って達成したものと判断できる。

### ▼中期計画を十分に実施できていない事項

(本委員会において達成状況がⅡであると判断した事項)

#### ○法令遵守に基づく大学運営の推進に関する目標を達成するための措置

(50)令和3年度に生じた不正経理事案については、再発防止およびその他の法令遵守に係る取組の確保のため、研修を開催し、受講を求める方針により対

応していることが認められるところ、研修の実施にあたっては、コンプライアンス研修をオンデマンドで実施し、e-ラーニングを活用するなど、受講率向上に向けた工夫がされているものの、令和5年度における研修の参加率が76.5%にとどまっていることは、中期計画期間中に不適正事案があったことも考え合わせると、評価対象期間中の実施状況として概ね順調に実施しているものとは言いがたい。

また、同じく令和3年度には実習調査船上における学生の負傷事故があった。このことについても既に、安全教育等の再発防止策が実施されているところではあるが、これらを踏まえ、より一層コンプライアンス意識の徹底を図るとともに、法令遵守に基づく大学運営を推進されたい。

## 5 その他大学の基本的な目標に関する取組状況、今後の取組を期待する事項等

### (1) 大学の基本的な目標に関する取組状況

○国際通用性のある教育を通じてグローバルな人材を育成するとともに、県立大学の強みを活かした特色ある研究を推進する観点からは、次のような着実な取組が行われている。

- ・より多面的・総合的な評価を行うため、アドミッションポリシーの見直しにより各学科の求める学生像が明確化された。また、令和4年度には教学マネジメントに関するアセスメントポリシーが策定され、令和5年度から科目レベル・学位プログラムレベルでのアセスメントが開始された。
- ・授業の単位数に見合う学修内容となるよう、授業外学修時間の確保を学生に促すため、授業外学修の内容および目安時間を記載した新シラバス様式を導入して予習・復習内容を明示した。
- ・従来の研究支援制度を見直し、地域や社会の求める課題に対応し、即応性の必要な研究を支援する「提案課題研究」と、長期的に推進すべき3つの学際的なテーマ（琵琶湖モデル構築、健康寿命延伸、地域課題解決）に関連する研究を支援する「特定課題研究」の2つの研究区分で構成される「教育研究高度化促進費」の制度が創設された。

○地域人材の育成や地域課題の解決に向けた取組、産学官連携などを強化し、地域貢献のリーディングモデルとなることを目指す観点からは、次のような着実な取組が行われている。

- ・文部科学省 C0C+事業で取り組んできた地域教育プログラムの改革や地域との連携強化を継続的・発展的に実行するために起業的人材を育成するソーシャル・アントレプレナーコースを充実したほか、課題解決能力を育成する実践的な講義を自治体と連携して開設するなどにより、学生が地域と共に学び、育つ環境が整えられた。

・地域課題等に関する相談を一元的に受け付ける地域連携相談窓口を設置するなど地域連携機能の強化を図ることにより、市町や関係団体との間で新たに10件の包括連携協定が締結された。

・県内中小企業団体との連携により、企業における人材育成のニーズを踏まえ、地域の課題解決をテーマにしたリカレント教育プログラムが新たに開講された。

○大学の教育や研究の成果、学生の活動等を効果的に発信することにより、県立大学のブランド力の向上を目指す観点からは、次のような着実な取組が行われている。

・ホームページを全面的にリニューアルするとともに、全学的な広報マインドの向上を図るために、「広報の手引き」が見直された。また、大学として統一的な広報活動を戦略的に行えるよう体制を再整備した上で課題整理を行い「広報戦略2024」が策定された。

・学生がSNSを活用して自分たちの活動を発信する広報活動のほか、学生がデザインした大学オリジナルグッズを受験生や企業に配布するなど、学生の視点を活かし、情報を伝えたい相手に応じた情報発信が実施された。

○社会の変革に対応するため柔軟性を持って業務運営の改善を図るとともに、効率的、戦略的な大学運営を推進する観点からは、次のような着実な取組が行われている。

・女性教員がいなかった先端工学研究院において、女性限定公募を実施することにより女性の専任教員が配置された。また、工学部を中心に、女子中高生を対象に理系への興味や関心を高める「女子中高生の理系進路選択支援プログラム」が実施された。

・物品調達コストの削減を図るため、他大学と連携した共同調達の品目拡大や契約方法の見直しがされた。また、電気・ガスの調達方法を柔軟に見直すことにより、経費が節減された。

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、教育研究活動や地域貢献活動などは大きく制限されたが、遠隔授業を実施するための講義室の環境整備や学内情報ネットワークの拡張整備、教員向けの遠隔授業実施マニュアルの整備を行うなど教育研究活動を可能な限り継続できるよう取り組まれた。

## (2) 今後の取組を期待する事項

### ○大学発ベンチャー制度に関する取組

- ・学生による研究成果を活用した新たな技術やビジネスモデルを用いた起業や新規事業の立ち上げを支援するため令和5年度に整備した大学発ベンチャー制度が有効に機能するよう、他大学との連携や学生、教員が取り組みやすい環境の整備等に係る今後の取組に期待する。

### ○外部資金の獲得に関する取組

- ・就職応援ブックや学内企業説明会で有料広告を募るなど、新たな収入源の基盤を確立したことは評価でき、今後更なる資金獲得に期待する。

## (3) 大学から報告のあった事項のうち、特記すべき内容

### ○研究者育成の支援に関する取組

- ・科学研究費助成事業採択率向上のための若手研究者向け支援制度が令和元年度に整備されたことに加えて、採択されなかった人向けの支援として、再チャレンジ制度を整備されており、研究者育成方針に基づく計画的な支援につながっている。
- ・再チャレンジ制度は、若手研究者のみならず、不採択となった全ての者を対象とするものであるところ、当制度に登録した者の翌年度における科学研究費助成事業採択率は約5割に達しており、研究者育成の支援として有効に機能している。